

～砂防堰堤の設置と併せた流木対策に着手～

- 年々激化する流木災害防止のため、管理が十分でなく荒廃した山地において、砂防堰堤の整備と併せて、流木となる恐れのある密生した立木や倒木、枯木（以下、支障木と称す）の除去を行う流木対策に着手します。  
この度、地元との合意が得られたことから、国土交通省の直轄砂防事業の区域において着手します。
- 今年度は、高知県土佐郡土佐町において、1月20日より、砂防堰堤の工事・管理や支障木除去の作業に用いる道路の工事から着手します。

平成22年1月19日

国土交通省四国地方整備局

四国山地砂防事務所

【問い合わせ先】

●国土交通省四国山地砂防事務所 TEL 0883-72-5400（代表）

副 所 長 武本 謹二（内線 204）

工務課長 福島 奨 （内線 311）

## 砂防堰堤の設置と併せた流木対策に着手

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所

四国山地砂防事務所では、高知県土佐郡土佐町南川地先の洞ヶ谷（どうがたに）において、砂防堰堤の設置と併せた流木対策に着手します。

- 近年、手入れが行き届かない森林の増大に伴い、斜面崩壊や台風による倒木、また林地内に残る倒木が豪雨によって土石流や洪水とともに流出し、家屋を破壊したり、橋を閉塞して洪水被害を拡大する「流木災害」が発生しております。
- このような流木災害の防止は、砂防堰堤の設置に加えて、災害発生源の対策が効果的です。そこで砂防堰堤の整備と併せて、溪流の谷筋を中心に、流木となる恐れがある密生した立木や倒木、枯木（以下、支障木と称す）の除去などの作業を砂防事業として実施します。
- 今回実施する対策は、高知県土佐郡土佐町の洞ヶ谷において、砂防堰堤を整備する溪流の谷筋を中心に、作業道や索道を設置し、流木の発生源となる支障木を除去し搬出を行います。  
今年度は、1月20日より、砂防堰堤の工事・管理や、支障木の除去・搬出作業に用いる道路の工事から着手します。
- 事業の効果として、国土保全や災害の軽減のみではなく、雇用の拡大や搬出した樹木の有効活用による地域活性化の効果も期待しています。
- 今後の砂防事業実施箇所においても、関係する機関との連携を図りながら、条件（地形や森林の状態等の自然条件、地権者の同意など）がそろった箇所では、このような支障木除去の作業を実施していく予定です。

# 砂防堰堤の整備と併せた流木対策の推進

国土交通省 四国山地砂防事務所

- 今年度より試験的に、流木対策として、砂防施設の整備と併せて、砂防堰堤上流の流木の発生源となる「支障木」の除去及び流域外へ搬出を行う事業に着手する予定。
- 今年度の予定箇所としては、高知県土佐町洞ヶ谷堰堤流域。
- 洞ヶ谷堰堤工事と除去する支障木の搬出に利用する管理用道路に着手予定。

## 流木による被害状況



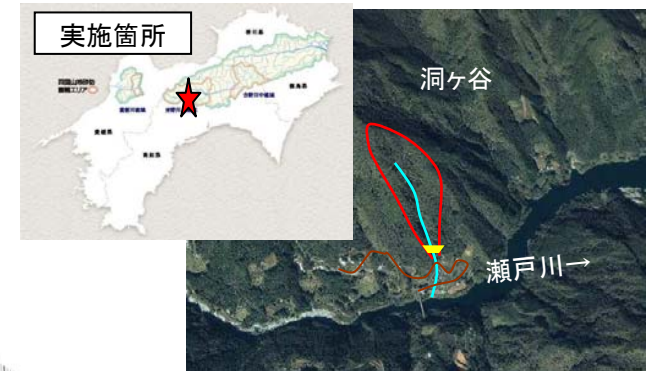
H16災害 吉野川上流域(桃ヶ谷)



早明浦ダム湖における流木状況



H11災害 重信川流域(惣田谷)



## 溪流沿いの状況

